

特別核燃料貯蔵室の補正方針について

京都大学複合原子力科学研究所

核燃料物質使用変更承認申請書の特別核燃料貯蔵室に係る一部補正について、下記のとおり、補正方針を示す。

1. 使用の目的及び方法

目的番号1 使用の目的と使用の方法から、研究炉用燃料の加工後の残りの高濃縮ウランの記載と濃縮度 90%のウランコンバータの記載を削除し、天然ウランのウランコンバータのみとする。

2. 核燃料物質の種類

濃縮ウラン（濃縮度 90%以上）の記載を削除する。

3. 予定使用期間及び年間予定使用量

予定使用期間を変更するとともに、施設ごとの濃縮ウラン（濃縮度 90%以上）の記載を削除する。

4. 核燃料物質の貯蔵施設の位置、構造及び設備

研究炉用燃料の加工後の残りの高濃縮ウランを貯蔵していた貯蔵容器は、保障措置上の要求から、廃棄せず空のまま保管するため記載を残し、空容器である旨を記載する。

5. 閉じ込めの機能、遮蔽その他の事項に関する使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設の位置、構造及び設備

年間予定使用量の減量に伴い、非該当施設に合わせた記載に変更する。なお、削除する上記の高濃縮ウランに係る記載は削除する。

6. 図の適正化

臨界集合体棟の記載に合わせて、施設配置図、臨界集合体棟の火災感知器及び火災受信機等の図面を適正化し、その他熊取町ハザードマップ等を追加する。

7. 添付書類

実効線量評価の見直しを行う。

8. 共通部分の集約化とその他記載の適正化

共通編として、使用施設等の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書等を集約するとともに、記載の適正化を行う。

以上の内容を、核燃料物質使用変更承認申請書の特別核燃料貯蔵室に係る補正とする予定であり、ヒアリングによる確認が終了し次第、直ちに補正申請を行う予定である（2022年7月15日申請予定）。

以上